

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年十一月十六日奈良県指令建第九八一三九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年二月十四日建第八八七七号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年二月十四日建第五二八七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市古川町一七〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市上中二六二番地一 香芝リバティ七番館四〇八号

永野雅彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市古川町一七〇番一の一部

下水道 橿原市古川町一七〇番一の一部